

## 提出された意見書における意見の概要とそれに対する事業認定庁の見解

○意見書の提出件数 1件

○公聴会の開催請求 なし

四国地方整備局

意見書の意見	意見書に対する見解
<p>松野東小学校とトンネルが近接しており、安全確保をするよう地元から要望している。小学校前の交差点は安全な横断が確保できているといえるのか。</p>	<p>松野東小学校前の交差点には信号機が設置される予定であり、起業者は、交差点付近の安全対策として、トンネル内への電光式予告標示板の設置や小学校があることを示す警戒標識を設置することとしている。また、横断歩道橋の設置についても検討を行っているが、横断歩道橋の設置に関する技術基準となる「立体横断施設技術基準」によると、信号交差点においては（１）横断者が著しく多いか、または横断者が横断を完了するのに相当の時間を要するため危険が予想される場合、（２）右左折車による横断者の事故が多発するおそれのある場合、（３）三差路または複雑な交差点で横断者にとって著しく危険と見なされる場合、において立体横断施設を設置することができるとされている。起業者はこの基準に基づき当該交差点の横断歩道橋設置について検討を行い、本交差点は横断者が少ないこと、横断者が横断を完了するのに相当の時間を要するとは認められないこと、右左折車による横断者の事故が多発するおそれがあるとは認められないこと、十字交差点であり横断者にとって著しく危険と見なされる場合ではないことなどの理由から、設置の必要はないと判断している。</p> <p>これらのことから、当該交差点における安全上の問題はないと考えられる。</p>
<p>吉野生山村広場は国の補助事業で造られており、現在の形状が最良だったのであろうが今回の当事業での機能復旧の考え方（形状）は間違っているのではないか。</p>	<p>吉野生山村広場の一部が起業地となり、従前の利用形態であったソフトボール場としての利用が不可能となったことから、従前と同等の利用が可能となるよう隣接地の造成を行い、機能復旧を図ったものである。ソフトボール場としての機能は復旧されているため、事業施行により失われる利益は軽微であると認められる。</p>

<p>トンネルの排水計画は、現計画で良いのか。</p>	<p>トンネル内の湧水については、起点側に排水し新たに設置する水路に流す計画としているが、地質調査の結果によるとトンネル設置箇所は不透水層に近く湧水量も少ないと推定されている。また、水路等の設置に当たっては、現況の排水系統を把握した上で水利計算により必要な断面積を決定しており、適切に計画されているものと認められる。</p>
<p>用地買収が困難な土地を避けるルートがあったのではないか。</p>	<p>起業者は、ルートの決定に当たって大規模墓地、吉野生公民館、JR吉野生駅等の社会的影響が大きい施設を避けつつ合理的な案の検討を行っている。申請案のほかに用地取得が困難な土地を避ける2つのルートについても検討しているが、土地利用に与える影響、工事施工の難易度、経済性などの点において申請案の方が優れていると結論づけている。</p> <p>ルートの決定に当たっては、用地取得の難易のみでなく、社会的、技術的、経済的観点から総合的に検討されるべきであり、起業者のルート決定は妥当であると認められる。</p>
<p>縦断勾配 8%の延野々吉野支線と町道蔵王線が交差するのは道路として問題があるのではないか。</p>	<p>延野々吉野支線は、松野町が本件道路へのアクセス道路として施行するものであり、本件事業認定において考慮すべき事項ではないと考えられる。</p>